

## ○博物館の登録等に関する規則

昭和二十七年五月二二日  
教育委員会規則第一一号

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二十二条及び博物館法施行規則（昭和三十年文部省令第二十四号）第二十四条第二項の規定に基づき、博物館の登録等に関する規則を次のように定める。

第一条 博物館法（以下「法」という。）第十四条第一項の規定により、東京都教育委員会（以下「委員会」という。）に備える博物館登録原簿は、別表のとおりとする。

第二条 法第十三条第二項に規定する基準は、次の各号に定めるとおりとする。

### 一 博物館の体制に関する基準

- イ 博物館資料の収集、保管及び展示（インターネットの利用その他の方法により博物館資料に係る電磁的記録を公開することを含む。以下同じ。）並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針（以下単に「基本的運営方針」という。）を策定し当該方針を公表するとともに、当該方針に基づき、相当の公益性をもつて博物館を運営する体制を整備していること。
- ロ 基本的運営方針に基づく博物館資料の収集及び管理の方針を定め、当該方針に基づき、博物館資料を体系的に収集する体制を整備していること。
- ハ ロに規定する博物館資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する博物館資料の目録を作成し、当該博物館資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備していること。
- ニ 一般公衆に対して、所蔵する博物館資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する博物館資料若しくは借用した博物館資料による展示を行う体制を整備していること。
- ホ 単独で又は他の博物館若しくは法第三条第一項第十二号に掲げる教育、学術若しくは文化に関する諸施設と共同で、博物館資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること。
- ヘ 博物館資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する博物館資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること。
- ト 法第七条に規定する研修その他の研修に職員が参加する機会が確保されていること。

### 二 博物館の職員に関する基準

- イ 基本的運営方針に基づいて博物館の管理運営を行うことができる館長が置かれていること。
- ロ 学芸員が置かれていること。
- ハ 基本的運営方針に基づく博物館の運営に必要な職員が置かれていること。

### 三 博物館の施設及び設備に関する基準

- イ 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整備されていること。
- ロ 防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していること。
- ハ 博物館の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること。

- ニ 高齢者、障害者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他博物館の利用に困難を有する者が博物館を円滑に利用するための配慮がなされていること。

第三条 法第十二条第一項の規定による博物館の登録申請書は、別記第一号様式によるものとする。

2 法第十二条第二項第二号に規定する書類は、次の各号のとおりとする。

一 前条第一号に規定する基準を満たすことを証する次に掲げる書類

イ 博物館資料の目録

ロ 博物館事業（展示、調査研究、教育活動、職員への研修等）の計画又は実績を示す書類

二 前条第二号に規定する基準を満たすことを証する次に掲げる書類

イ 館長及び学芸員の氏名、職務内容及び経歴を示す書類

ロ その他の職員の名簿及び職務分担を示す書類

三 前条第三号に規定する基準を満たすことを証する次に掲げる書類

イ 博物館の事業に用いる建物及び土地の図面並びに保有形態を示す書類

ロ 防災、防犯、利用者の安全及び利便性の確保の観点から対応している事項を示す書類

ハ 多様な利用者に対する配慮の観点から対応している事項を示す書類

第四条 委員会は、法第十三条第一項の規定に基づく博物館の登録の審査又は法第十九条第一項の規定による登録の取消しに当たり、あらかじめ、博物館に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

2 前項の場合において、委員会は、必要があるときは実地調査を行うことができる。

第五条 法第十四条第二項の規定により、委員会が登録したときに当該登録申請者に通知する博物館登録原簿登録通知は、別記第二号様式によるものとする。

第六条 法第十五条第一項の規定による登録事項等の変更の届出は、別記第三号様式により、その都度行うものとする。

第七条 法第十六条の規定による博物館の運営状況の定期的な報告は、別記第四号様式により行うものとする。

2 前項の規定による報告は、毎年五月末日までに行うものとする。

第八条 法第二十条第一項の規定による博物館廃止の届出は、別記第五号様式によるものとする。

第九条 委員会は、次の各号に掲げる事項について、インターネット等により公表しなければならない。

一 法第十四条第一項の規定により登録をしたとき。

二 法第十五条第一項の規定により変更をしたとき。

三 法第十九条第一項の規定により登録の取消しをしたとき。

四 法第二十条第二項の規定により登録の抹消をしたとき。

第十条 博物館法施行規則第二十四条第二項に規定する基準及び当該基準に基づく指定の審査に当たっては、第二条及び第三条の規定を準用する。この場合において、第二条第一号中「博物館資料」とあるのは「資料」と、「博物館を運営する」とあるのは「法第三十一条第一項の規定による指定を受けた施設（以下「指定施設」という。）を運営する」と、第二条第二号中「博物館」とあるのは「指定施設」と、「学芸員」とあるのは「学芸員に相当する職員」と、同条第三号中「博物館資料」とあるのは「資料」と、「博物館」とあるのは「指定施設」と、第三条第二項第一号中「博物館」とあるの

は「指定施設」と、「博物館資料」とあるのは「資料」と、同項第二号中「学芸員」とあるのは「学芸員に相当する職員」と、同項第三号中「博物館」とあるのは「指定施設」とする。

別表

備考	博物館の所在地	博物館の名称	住所 設置者の名称及び	事項		
				記号 番号	年月日 年月日	登録
					年月日	登録変更
					年月日	登録変更

博物館登録原簿

別記第一号様式（第二条関係）

別記第1号様式（第2条関係）

博物館登録申請書	
年 月 日	
東京都教育委員会 殿	
登録申請者氏名	
博物館法第12条の規定に基づき、添付資料を添えて下記のとおり申請します。	
記	
事 項	記 載 欄
設置者の名称	
設置者の住所	
博物館の名称	
博物館の所在地	

(添付資料)

- 館則の写し
- 博物館の登録等に関する規則（以下「規則」という。）第2条第1号に規定する基準を満たすことを証する次に掲げる書類
  - 博物館資料の目録
  - 博物館事業（展示、調査研究、教育活動、職員への研修等）の計画又は実績を示す書類
- 規則第2条第2号に規定する基準を満たすことを証する次に掲げる書類
  - 館長及び学芸員の氏名、職務内容及び経歴を示す書類
  - その他の職員の名簿及び職務分担を示す書類
- 規則第2条第3号に規定する基準を満たすことを証する次に掲げる書類
  - 博物館の事業に用いる建物及び土地の図面並びに保有形態を示す書類
  - 防災、防犯、利用者の安全及び利便性の確保の観点から対応している事項を示す書類
  - 多様な利用者に対する配慮の観点から対応している事項を示す書類
- その他東京都教育委員会の定める書類

(日本産業規格A列4番)

別記第二号様式（第五条関係）

別記第2号様式（第5条関係）

博物館登録通知書

年 月 日

登録申請者 宛て

東京都教育委員会

博物館法第14条の規定に基づき、下記のとおり登録したことを通知します。

記

事 項	記 載 欄
設置者の名称	
設置者の住所	
博物館の名称	
博物館の所在地	
登録年月日	
登録記号番号	

(日本産業規格A列4番)

別記第三号様式（第六条関係）

別記第3号様式（第6条関係）

博物館登録事項等の変更届

年 月 日

東京都教育委員会 殿

設置者氏名

博物館法第15条第1項の規定に基づき、下記のとおり届出します。

記

- 1 博物館の名称 \_\_\_\_\_
- 2 博物館の所在地 \_\_\_\_\_
- 3 変更事項

変更事項の種別	変更事項の内容		変更の理由
	変更年月日	変更事項	

(日本産業規格A列4番)

別記第四号様式（第七条関係）

別記第4号様式（第7条関係）（甲）

<p>博物館等運営状況定期報告書</p>	
<p>年 月 日</p>	
<p>東京都教育委員会 殿</p>	
<p>設置者氏名</p>	
<p>博 物 館</p>	
<p>博物館法第16条の規定に基づき、下記のとおり の運営状況を 博物館相当施設（指定施設） 報告します。</p>	
<p>記</p>	
<p>1 博物館の登録等に関する規則第2条及び第10条に規定する基準の適合状況</p>	
基準の内容	適合状況
（1）博物館の体制に関する基準	
イ 博物館資料の収集、保管及び展示（インターネットの利用その他の方法により博物館資料に係る電磁的記録を公開することを含む。以下同じ。）並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針（以下単に「基本的運営方針」という。）を策定し当該方針を公表するとともに、当該方針に基づき、相当の公益性をもつて博物館を運営する体制を整備していること。	適 ・ 否
ロ 基本的運営方針に基づく博物館資料の収集及び管理の方針を定め、当該方針に基づき、博物館資料を体系的に収集する体制を整備していること。	適 ・ 否
ハ ロに規定する博物館資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する博物館資料の目録を作成し、当該博物館資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備していること。	適 ・ 否
ニ 一般公衆に対して、所蔵する博物館資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する博物館資料若しくは借用した博物館資料による展示を行う体制を整備していること。	適 ・ 否
ホ 単独で又は他の博物館若しくは法第3条第1項第12号に掲げる教育、学術若しくは文化に関する諸施設と共同で、博物館資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること。	適 ・ 否

（日本産業規格A列4番）

(乙)

基準の内容	適合状況
へ 博物館資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する博物館資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること。	適・否
ト 法第7条に規定する研修その他の研修に職員が参加する機会が確保されていること。	適・否
(2) 博物館の職員に関する基準	
イ 基本的運営方針に基づいて博物館の管理運営を行うことができる館長が置かれていること。	適・否
ロ 学芸員が置かれていること。	適・否
ハ 基本的運営方針に基づく博物館の運営に必要な職員が置かれていること。	適・否
(3) 博物館の施設及び設備に関する基準	
イ 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整備されていること。	適・否
ロ 防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していること。	適・否
ハ 博物館の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること。	適・否
ニ 高齢者、障害者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他博物館の利用に困難を有する者が博物館を円滑に利用するための配慮がなされていること。	適・否

(注) 基準に適合している場合は「適」に、適合していない場合は「否」にそれぞれ○を付けること。

## 2 事業実績報告

事 項	記 載 欄			
博物館の名称				
博物館の所在地				
当年度開館日数	日 ( 年 月 日から 年 月 日までの期間)			
事業実績 (概要)	展覧会名称	会期	開館日数	観覧者数
	年度合計			

(日本産業規格A列4番)



(丙)

事 項	記 載 欄
事業実績 ( 詳 細 )	

(注1)「事業実績(概要)」欄及び「事業実績(詳細)」欄について、記入欄が足りない場合は、任意の別紙を添付すること。

(注2)「事業実績(詳細)」欄には、事業実績の内容を具体的に記入すること。

3 今後の変更事項の有無

事 項	変更事項
(1) 登録原簿記載事項(設置者の名称及び住所並びに博物館の名称及び所在地)	有 ・ 無
(2) 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究に係る体制(館則等)	有 ・ 無
(※変更がある場合は、その詳細を御記入ください。)	
(3) 学芸員その他の職員の配置(館長、学芸員及び学芸員補等の異動、組織一覧及び職員名簿)	有 ・ 無
(※変更がある場合は、その詳細を御記入ください。)	
(4) 施設及び設備(建物及び土地の登記簿、図面、防災及び防犯設備等)	有 ・ 無
(※変更がある場合は、その詳細を御記入ください。)	

(注1) 有又は無のいずれかに○を付けること。

(注2) 3(1)について変更事項がある場合は、博物館法第15条第1項の規定により博物館登録事項等の変更届(別記第3号様式)を提出すること。

(日本産業規格A列4番)

別記第五号様式（第八条関係）

別記第5号様式（第8条関係）

博物館廃止届

年 月 日

東京都教育委員会 殿

設置者氏名

博物館法第20条第1項の規定に基づき、下記のとおり届出します。

記

事 項	記 載 欄
設 置 者 の 名 称	
設 置 者 の 住 所	
博 物 館 の 名 称	
博 物 館 の 所 在 地	
登 録 記 号 番 号	
廃 止 年 月 日	
廃 止 の 理 由	
廃 止 後 の 処 置	

（日本産業規格A列4番）